

社会福祉法人三木町社会福祉協議会 評議員報酬等支給基準

社会福祉法人三木町社会福祉協議会評議員報酬等支給基準は、定款第9条（評議員の報酬等）の定めに従い、法人の評議員に対する報酬等の支給について次のとおり定めるものである。

記

評議員 無報酬

社会福祉法人三木町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三木町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用弁償を支給する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人三木町社会福祉協議会職員等の旅費等に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

2 役員等の内、三木町から選出された者については、前項の規定にかかわらず費用弁償を支給しないものとする。

(公表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月20日（評議員会の決議日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 役員等の費用弁償額
日額 2,100円